

令和 6 年千葉市教育委員会会議
第 5 回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和 6 年千葉市教育委員会会議第 5 回定例会会議録

日時 令和 6 年 5 月 22 日（水）

午後 2 時 30 分開会

午後 4 時 2 分閉会

場所 X L 会議室 203

出席委員	教 育 長	鶴岡 克彦
	委 員	小西 朱見
	委 員	藤川 大祐
	委 員	高津 乙郎
	委 員	大山 尋美
	委 員	大濱 洋一

出席職員	教 育 次 長	秋幡 浩明	学 校 施 設 課 長	堀 明德
	教 育 総 務 部 長	香取 徹哉	学 事 課 長	長谷川 信
	学 校 教 育 部 長	川名 正雄	教 育 指 導 課 長	八斗 孝之
	生 涯 学 習 部 長	齋木久美子	教 育 支 援 課 長	保田 裕介
	学校教育部参事（教育改革推進課長事務取扱）	松田 昌幸	保 健 体 育 課 長	太刀川 裕
	中 央 図 書 館 長	佐久間仁央	教 育 セ ン タ ー 所 長	細川 義文
	総 務 課 長	山田 利雄	養護教育センター所長	小谷 泰也
	企 画 課 長	望月 宏次	文 化 財 課 長	君塚 常行
	教 育 職 員 課 長	川島 政美	総 務 課 総 括 主 幹	酒井名菜子
	教 育 給 与 課 長	吉野 嘉人		

書 記	総務課総務班主任査	猪飼 恭平	総 務 課 主 任 主 事	丸山 貴裕
-----	-----------	-------	---------------	-------

- 1 開会
教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全員の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
鶴岡教育長より高津委員を指名
- 4 会期の決定
令和6年5月22日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 非公開審議の決定
議案第115号及び議案第116号を非公開審議とする旨決定

7 議事の概要

(1) 議決事項

議案第9号乃至議案第110号 請願・陳情について

八斗教育指導課長より説明があった後、全会一致をもって、不採択と決した。
議案第111号 令和7年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について（中等教育学校前期課程を除く）

八斗教育指導課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第112号 令和7年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

八斗教育指導課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第113号 令和7年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

松田教育改革推進課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第114号 千葉市指定文化財の指定について

君塚文化財課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

(2) 報告事項

報告事項(1) 令和6年5月1日現在の児童生徒数について

長谷川学事課長より報告があった。

報告事項(2) 加曽利貝塚発掘100周年記念事業について

君塚文化財課長より報告があった。

(3) 発言の要旨

議案第9号乃至議案第110号 請願・陳情について

鶴岡教育長 それでは、議決事項に係る審議を行います。

議案第9号乃至議案第110号「請願・陳情について」を議題といたします。

なお、藤川委員は、教科用図書の作成に関係してきたとのことですので、本議案については、控室のほうで待機をしていただきます。

(藤川委員退席)

鶴岡教育長 本件の審議の流れでございますが、各議案については、関連があるため一括して説明を行い、審議の後、議決を行うことといたします。

また、議案数が多いため、請願・陳情における願意について、事務局において大きく4つのカテゴリーに分けました。このカテゴリーの中でも願意が複数に分かれておりますので、まずは各カテゴリーの中の願意ごとに説明を行い、それぞれの願意について予備的に採択・不採択のご審議を行いたいと存じます。

なお、願意が類似しているものについては、一括して説明を行います。

各願意については、予備的に採択・不採択の確認を行った後、事務局においてその結果を集計し、整理させていただきます。その整理した内容を踏まえ、請願・陳情の各議案について最終的な採決を行いたいと存じます。

そのような流れで審議を進めるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 議案第9号から議案第110号までの議案書は全て議案書別冊に掲載しております。各議案について整理したものを参考資料に掲載しておりますので、初めにそちらについて説明させていただきます。

参考資料の1ページをご覧ください。

今回、議案となる102件の請願・陳情について、その趣旨をカテゴリー別に整理したものでございます。大きく4つのカテゴ

リーに分け、さらに各カテゴリーを1から8つの項目に分けております。

続きまして、3ページをご覧ください。

こちらは、102件の請願・陳情の願意がどのカテゴリー及び項目に該当しているかをまとめた一覧表でございます。

参考資料についての説明は以上でございます。

それでは、カテゴリーごとに本課としての見解を説明いたします。

まず、1つ目のカテゴリー、「教科書展示に関すること」の1つ目、①—①「教科書展示会の開催について更なる周知をはかること」についてですが、本市では、教科書展示会の開催について、市政だより及びホームページで告知し、各学校にも保護者に周知するように依頼しております。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

小西委員。

小西委員 まず、今回は例年以上に多くの、陳情と請願が出されておりました、千葉市の子どもたちの教育に関心を持っていただいているということに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

その上で、今、ご説明のあった開催について更なる周知を図ることという点ですけれども、市政だよりという紙の媒体と、あとはホームページという電子媒体で対応されておりますし、あと、一番関心のある、影響のあると思われる保護者に対しても、「すぐーる」という連絡アプリを通じて周知はなされておりますので、現状、一定の水準以上の周知は行われているということで、願意は満たされているというふうに理解はできるかなとは思っております。

ただ、学校からきちんと確実に保護者に周知されているのかというところを、再度事務局のほうで確認いただいて、確実に保護者の方々に教科書展示会について情報が行くようにという点は、改めてお願いをさせていただければと思います。

以上です。

鶴岡教育長 ご意見も含めてということでありました。

そのほか、いかがでしょうか。

何か見解ございますか。

八斗教育指導課長 今、お話があったように、保護者に確実に周知できるように、

広報をしっかりとやってまいります。

以上です。

鶴岡教育長 ご質問ないようですので、この願意について、採択すべきか否かについて確認を行わせていただきたいと思います。

①―①「教科書展示会の開催について更なる周知をはかること」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、①―①「教科書展示会の開催について更なる周知をはかること」についてを不採択とすることと決定いたします。

次に、①―②「教科書展示会の開催時間を延長すること」について、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 続いて、2つ目の「教科書展示会の開催時間を延長すること」についてですが、本年度より時間を延長して開催することとしております。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

高津委員 今年の展示会の期間、あるいは開催の時間についてお知らせください。ここで出たように延長したというのは、昨年が何時までで、今年は何時までという、その延長の具体的な時間を教えてください。

八斗教育指導課長 本年度の教科書展示会について、期間は6月14日金曜日から、会場としている施設の休館日の17日月曜日を除き、28日までの14日間で実施します。開催時間についてですが、昨年度までは、全日16時半までとしていたものを、木曜日以外は10時から18時まで、木曜日は19時までに時間を延長し、最終日のみ16時半までの日程で開催をいたします。

高津委員 延長したきっかけは为什么呢。

八斗教育指導課長 時間を延長したきっかけにつきましては、昨年度実施しました小学校の教科書展示会においてアンケートを取り、そのアンケートの結果から、そのような方針を取ったところでございます。

高津委員 事務局から話がありましたように、昨年度のアンケートの結果でもって延長するというので、この願意は満たされていると考えますので、趣旨は不採択としてよろしいのではないかと思います。

なお、今回、延長したときに、来場者人数とか、あるいは効果がどうあったかというのをきちんと検証していただきたいと思っています。

以上です。

鶴岡教育長 延長の効果検証について、教育指導課長。

八斗教育指導課長 時間帯別の来場者数は調査しておりますので、比較検証をしていきたいと思っています。

鶴岡教育長 よろしいですか。

高津委員 はい、ありがとうございました。

鶴岡教育長 そのほかの方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご質問もないようですので、この願意について、採択すべきか否かについて確認を行わせていただきたいと思っています。

①—②「教科書展示会の開催時間を延長すること」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、①—②「教科書展示会の開催時間を延長すること」についてを不採択とすることと決定いたします。

続いて、①—③「教科書展示会で撮影を可とすること」について、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 続いて、3つ目の①—③「教科書展示会で見本本の撮影を可とすること」についてですが、本年度より県の方針を鑑み、著作権法の制限の範囲内で見本本の撮影のみ可とする予定でございます。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含めて何かございますか。

大山委員 事務局に確認いたしますが、昨年度までは、撮影は全て不可だったということでしょうか。

八斗教育指導課長 昨年度は、県の方針に合わせて不可としております。

大山委員 ありがとうございます。

そうすると、今年から見本本の撮影が可ということでございますね。これは先ほどと同様にアンケートの結果を踏まえたものなのでしょうか。

鶴岡教育長 教育指導課長。

八斗教育指導課長 先ほどと同じように、アンケートの結果などを踏まえて、県の方針を策定し、本市としての対応を検討して、そのようにいたし

ました。

大 山 委 員 そうしますと、先ほどの①—②と同様に、今回いただいた趣旨のようなご意見が既にあるって、それに今年から対応して下さるという形になるのかなと思います。先ほどのご意見と同じく、願意が満たされているというような状態になっているのではないかなと思います。

そう考えますと、この趣旨については、不採択でもよろしいかなとは思いますが。

鶴岡教育長 私の方からも1つ。

今回は見本本を撮影可にするということによろしかったでしょうか。

八斗教育指導課長 そのとおりでございます。

小 西 委 員 今ご説明のあった著作権法の制限の範囲内というところなんですけれども、具体的にはどういった形になるのでしょうか。

八斗教育指導課長 これにつきましては、まだ世に出ていない本でございますので、しっかりと著作権法を遵守して実施したいと思います。

小 西 委 員 ありがとうございます。

そうすると、撮影をされる方には、きちんとそのことを周知するような形で行うということによろしいでしょうか。

八斗教育指導課長 撮影する場合には、しっかりと申請書を書いていただいて、それをもって撮影を可とする、そのような方法を考えております。

鶴岡教育長 そのほか、いかがでしょうか。

ご質問もないようですので、この願意について、採決すべきか否かについて確認を行わせていただきます。

①—③「教科書展示会で撮影を可とすること」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、①—③「教科書展示会で撮影を可とすること」について、不採択とすることと決定いたします。

続きまして、①—④「展示した教科書の内容を、インターネットに行政責任のもと公表すること」について、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 続いて、4つ目の①—④「展示した教科書の内容を、インターネットに行政責任のもと公表すること」についてですが、こちらは公開されていない見本本のため、採択地区にその権利はあり

ません。

なお、教科書会社のホームページでダイジェスト版等が紹介されております。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

小西委員 まず、そもそも一採択地区のみの判断で、インターネット上に教科書を公開するという権限はそもそもないかと思ひますし、教科書といえどもやはり書籍ですので、著作権の関係でインターネットへの公開というのは難しいかと思ひますので、これについては、不採択ということによろしいかと思ひます。

鶴岡教育長 ほか、いかがでしょうか。

ご質問もないようですので、この願意について、採択すべきか否かについて確認を取らせていただきたいと思います。

①―④「展示した教科書の内容を、インターネットに行政責任のもと公表すること」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願ひます。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおひません。

よって、①―④「展示した教科書の内容を、インターネットに行政責任のもと公表すること」についてを不採択とすることと決定いたします。

続きまして、①―⑤「展示会でのアンケートを採用の基準にしてほしい」、①―⑥「より多くの公的機関や商業施設での開催をしてほしい」、①―⑦「法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること」、①―⑧「教科書展示会を各学校で行ってほしい」について、一括して、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 それでは、続いて、5つ目の「展示会でのアンケートを採用の基準にしてほしい」、6つ目の「より多くの公的機関や商業施設での開催をしてほしい」、7つ目の「法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること」、8つ目の「教科書展示会を各学校で行ってほしい」について、一括して見解を述べます。

独自の展示会を開催することは、会場借用や人員配置の面、さらに限られた冊数の見本本を配置できないことから、難しいものと捉えています。

また、教科書採択に関するご意見は、正式な形式である請願・陳情の形でお受けしております。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

大濱委員 ①―⑤についてでございますけれども、事務局のほうに確認したいのですが、この教科書展示会でのアンケートというのは、ご来場なさった方が任意で書くアンケートと捉えてよろしいのでしょうか。

八斗教育指導課長 アンケートについてですが、任意でございます。

大濱委員 そうしますと、アンケートの結果を教科書採択の基準にしてほしいということですが、どのような意見が集まるのかも見当もつきませんし、そこに公平性があるのかどうかという点でも難しいかと思います。

ここにも、先ほど言われたように、教科書採択に関するご意見は、正式な形である請願・陳情の形でお受けしますということでございますので、この趣旨については、不採択としてよろしいかと思えます。

鶴岡教育長 関連も含めて、その他いかがでしょうか。

大山委員。

大山委員 項目の⑥、⑦、⑧、全部展示会に関することなので、そちらのほうでよろしいでしょうか。

鶴岡教育長 はい。

大山委員 展示会に関してなんですけれども、担当の先生がついてくださっております。それで、独自の展示会については、先ほどの開催時間が延長というのが決定したということでございますので、費用対効果の面もありますし、開催場所の案をいただいたところですが、今年に関しましては、開催時間を延長する方針ということですので、この効果を、今回、時間等も含めて、人員何名参加とか出してくださるということですので、その検証の結果を見まして、次回以降につなげるということでよろしいのではないのでしょうか。

大変いいことだとは思いますが、やはり見本本がたくさんあるわけでもないで、その辺はやはり考慮しなければいけないと思いますし、まだ公にできないものがあちこちに広まるというのもいかなものかと思います。私としては、その趣旨のものは不採択でよろしいかなと思っております。

鶴岡教育長 効果検証という話が出ましたが、担当として何か見解はございますか。

八斗教育指導課長 今、委員からご意見いただきまして、効果検証を基に、また来年度の方向性を示していきたいと思います。

鶴岡教育長 その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご質問もないようですので、この4項目の願意について、それぞれ採択すべきか否かについて確認を行わせていただきます。

まず①―⑤「展示会でのアンケートを採用の基準にしてほしい」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、①―⑤「展示会でのアンケートを採用の基準にしてほしい」についてを不採択とすることと決定いたします。

次に、①―⑥「より多くの公的機関や商業施設での開催をしてほしい」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、①―⑥「より多くの公的機関や商業施設での開催をしてほしい」についてを不採択とすることと決定いたします。

次に、①―⑦「法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、①―⑦「法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること」についてを不採択とすることといたします。

次に、①―⑧「教科書展示会を各学校で行ってほしい」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、①―⑧「教科書展示会を各学校で行ってほしい」についてを不採択とすることと決定いたします。

それでは、次のカテゴリーに移ります。

まず、②―①「あらゆる過程において公開性を徹底すること」について、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 次に、2つ目のカテゴリー、「調査段階（調査委員／資料の内容）や選定（事前推薦）、採択権者に関するもの」の1つ目、「あらゆる過程において公開性を徹底すること」についてですが、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しましては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断しております。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移ります。質問等を含め、何かございますか。

高津委員 あらゆる課程とありますが、まず、事務局に確認したいのですが、そもそも教科書採択の流れを、あるいは公開・非公開を含めて教えてください。

八斗教育指導課長 選定委員会で承認された専門調査員が見本本の調査研究を行います。そして、選定委員会にその結果を報告いたします。選定委員会は非公開ですが、外部から意見聴取者も入っております。その後、公開される教育委員会会議において、選定委員から採択権者である教育長、教育委員に調査研究内容が報告され、採択権者の責任において、千葉市の児童生徒にふさわしい教科書を採択しているところでございます。

高津委員 ありがとうございます。

そうしますと、今後も公開・非公開について適切に判断してほしいと思います。

公開性ということですが、教科書採択は教育委員会会議で行われますが、これまでも公開になっております。また、話し合った内容、会議録もホームページ上で公開されております。公開性は十分に確保されていると考えることから、この趣旨についての案は、不採択でよろしいかと思えます。

以上です。

鶴岡教育長 ほかにご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご質問もないようですので、この願意について、採択すべきか否かについて確認を行わせていただきます。

②―①「あらゆる過程において公開性を徹底すること」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手なし）

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、②－①「あらゆる過程において公開性を徹底すること」についてを不採択とすることと決定いたします。

次に、②－②「実際に教科書を使用する教員の意見を最大限尊重すること」、②－③「調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること」について、一括して、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 続いて、2つ目の「実際に教科書を使用する教員の意見を最大限尊重すること」、3つ目の「調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること」について、一括して見解を述べます。

専門調査員は、教育に関して豊富な経験を有し、教科用図書研究について識見を有する校長、教頭または教員のうちから教育委員会が指名しております。

また、選定委員会の命を受けて、教科用図書の専門的な調査研究及び選定委員会に提出する資料の収集・作成を行っており、現場の教員の意見も十分に含まれているものと認識しております。

以上です。

鶴岡教育長 それでは、審議に移ります。質問等を含め、何かございますか。

高津委員 ②－②、②－③、内容が関連していますので、どちらにも関わることについて伺います。

今、指導課長から説明されたのは、調査研究の段階では、学校現場の教員が選ばれて、その先生方がそれぞれ意見を出し合って研究報告書をまとめるということですか。

八斗教育指導課長 そのとおりでございます。

高津委員 そういうことであれば、この趣旨についても既に願意は満たされている状況ですので、不採択としてよろしいかと思えます。

なお、選ばれた先生方は、豊富な経験を持って、かなり自分でも研究されて集まってくると思います。中には、色々な教科書を選ぶ中で、これがいいなと思ったりすることがあるでしょうけれども、あくまで公平に報告をまとめていただきたいと思います。

また、まとめる段階で特定の先生の意見が反映し過ぎることにならないように、引き続き注意をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

鶴岡教育長 最後の部分は周知徹底してくださいということですが、どうですか、担当として。

八斗教育指導課長 まさしくそうだなと思っておりますので、要望をしっかりと承りました。

鶴岡教育長 では、事前の説明で、いつもやっているとは思いますが、さらに徹底をしてください。

八斗教育指導課長 はい、分かりました。

鶴岡教育長 その他、いかがでしょうか。

その他ご質問もないようですので、この2項目の願意について、それぞれ採択すべきか否かについて確認を行わせていただきます。

まず、②―②「実際に教科書を使用する教員の意見を最大限尊重すること」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、②―②「実際に教科書を使用する教員の意見を最大限尊重すること」についてを不採択とすることと決定いたします。

次に、②―③「調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、②―③「調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること」についてを不採択とすることと決定いたします。

次に、②―④「教育長・教育委員が詳細に把握出来るよう、資料の作成方法を改善すること」、②―⑤「作成する資料は、(他自治体の事例を研究して)採択権者が数値データで判断(数値化)できるように一層充実すること」について、一括して、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 続いて、4つ目の「教育長・教育委員が詳細に把握出来るよう、資料の作成方法を改善すること」、5つ目の「作成する資料は、(他自治体の事例を研究して)採択権者が数値データで判断(数値化)できるように一層充実すること」について、一括して見解を述べます。

本市では、教育基本法等の関連法規にのっとり、「第3次千葉市学校教育推進計画」、「千葉市学校教育の課題 21世紀を拓

く」等を参照し、千葉市の児童生徒が必要とする教科用図書及び国語、数学などの各々の教科等の観点を作成しております。

その上で、千葉県教育委員会の使用年度の使用教科用図書選定資料及び各教科書会社の作成した教科書趣意書を参照し、調査研究報告書を作成し、選定委員会を経て、教育委員会会議で報告しております。採択権者が把握できる資料になっているものと認識しております。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

大山委員 昨年、教科書の採択を経験させていただきました。報告資料に特に問題があったとは、私は思いませんでした。事前に膨大なる教科書が送られてきまして、大変苦勞して読み込みまして、自分なりの考えを整理いたしました。それをもちまして、当日、会議の席で皆さんで意見を出し合ったと覚えております。それは、恐らく出席なさった委員の皆様同様ではなかったかと思います。

もちろん、よりよい資料作りということで、常に目指していただきたいところです。こういう請願が出たということで、数値化という新しいワードも出てきておりますので、これを参考にしていただくところがあれば、やはり今後、検討していただき、一層充実した資料作りに励んでいっていただきたいと思いますが、今の段階では、まだそこまで必要はないのかなという、個人的な意見でございます。

鶴岡教育長 参考にすることはあるかという話もありましたけれども。

八斗教育指導課長 今、よりよい検討になるよう、新たな要素も含めたものを検討して参りたいと思います。

鶴岡教育長 膨大な量の教科書というところで皆さんが大きく頷いていました。それでは、ほかはよろしいでしょうか。

ご質問もないようですので、この2項目の願意について、それぞれ採択すべきか否かについて、確認を取らせていただきます。

まず、②―④「教育長・教育委員が詳細に把握出来るよう、資料の作成方法を改善すること」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、②―④「教育長・教育委員が詳細に把握出来るよう、資料の作成方法を改善すること」についてを不採択とすることと決定いたします。

次に、②―⑤「作成する資料は、（他自治体の事例を研究して）採択権者が数値データで判断（数値化）できるように一層充実すること」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手なし）

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、②―⑤「作成する資料は、（他自治体の事例を研究して）採択権者が数値データで判断（数値化）できるように一層充実すること」についてを不採択とすることと決定いたします。

次に、②―⑥「採択前の調査研究段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと」について、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 続いて、6つ目の「採択前の調査研究段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと」についてですが、千葉市教科用図書選定委員会設置要綱では、その設置目的を、使用する教科用図書の調査研究を行うとともに、その選定に関して教育委員会に報告するためとしています。

その上で、全ての採択対象となる教科用図書について、公平に教育委員会会議に報告し、その報告には何ら拘束力もなく、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意しております。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

高津委員 教科書採択の会議、教育委員会にこの教科書にしてほしいといった特定の教科書を推薦することなど、今までありませんでした。

今、事務局から、再度、改めて公平に教育委員会会議に報告するとありましたので、既にこの請願の趣旨は満たされておりますので、不採択が適当かと思えます。

以上です。

鶴岡教育長 そのほか、いかがでしょうか。

ほかにご質問もないようですので、この願意について、採択すべきか否かについて確認を行わせていただきます。

②―⑥「採択前の調査研究段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと」について、その願意を認め採択することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手なし）

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、②―⑥「採択前の調査研究段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと」についてを不採択とすることと決定いたします。

次に、②―⑦「採択は、教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと」について、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 続いて、7つ目「採択は、教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと」についてですが、教育委員は、公開された会議の場において、質問・意見をすることで採択権者としての責任を果たしているものと認識しております。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

小西委員 私は、これまで何度か教科書採択を経験して参りましたが、先ほど大山委員からありましたように、私たち教育委員は、その都度、本当に膨大な量の教科書を何日もかけて寝不足になりながら読み込んで、自分の考えを整理をして、公開の会議の中で、質問・疑問を事務局や先生方にぶつけながら、委員一人一人が、自分はなぜこの教科書がいいのかというところを明確にしてきたと思っております。

その内容は、後日、議事録という形でホームページ上に公開されますので、採択権者としての説明責任は十分に明確になっているかなと考えております。

ですので、この趣旨については、不採択でよろしいかと思います。

鶴岡教育長 その他、いかがですか。よろしいですか。

ほかにご質問もないようですので、この願意について、採択すべきか否かについて確認を行わせていただきたいと思います。

②―⑦「採択は、教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、②―⑦「採択は、教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと」についてを不採択とすることと決定いたします。

それでは、次のカテゴリーに移ります。

カテゴリーの③については、「特定の教科書発行者に関するも

の」を願意とするもので、出版会社は異なるものの、願意としては、特定の出版社について教科書を採択してほしい、また、採択しないでほしいという同一趣旨の願意となっております。

また、④－①「包括的性教育、性自認を曖昧にするような誘導を行う内容、必要以上に性に関する行為を指導する内容を削除すること」についても、教科書の内容についての趣旨となりますので、これらを併せて説明し、その後、採択・不採択の確認をいたしたいと存じます。

それでは、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 最後に、3つ目のカテゴリー、「特定の教科書発行者に関するもの」の1つ目から8つ目と、4つ目のカテゴリー、「特定の内容（包括的性教育等）に関するもの」について、一括して見解を述べます。

採択の対象となる教科用図書は、文部科学省の検定を合格したものであり、学習指導要領の目標を踏まえたもの、またはその理念を逸脱しない内容のものとして捉えております。

その上で、公開された会議の場において、採択権者の責任の下、内容・構成が充実しており、本市の生徒の実態を基にふさわしい教科用図書が採択されるべきものと考えます。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

大濱委員 私は、今回初めて教科書採択に参加することになりました。委員の皆様方のご意見等を伺いますと、採択する教科書については、やはり千葉市の子どもたちにふさわしい教科書を選ぶという視点で、会議の場で私たちがしっかりと議論をして、決定していくものかと思えます。

私も責任を持って採択の議論に参加して決定していきたいと思えますので、この場でこの教科書を採択してほしいとか、あるいは採択してほしくないとかというような趣旨の請願に関しては、採択することはできないかと思えます。

私たちは、責任を持って採択していきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

鶴岡教育長 その他ございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご質問等もないようですので、この願意について、採択すべきか否かについて確認を行わせていただきたいと思います。

まず、カテゴリー③－①から③－⑧までの「特定の教科書発行

者に関するもの」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、「特定の教科書発行者に関するもの」についてを不採択とすることと決定いたします。

次に、④―①「包括的性教育、性自認を曖昧にするような誘導を行う内容、必要以上に性に関する行為を指導する内容を削除すること」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、④―①「包括的性教育、性自認を曖昧にするような誘導を行う内容、必要以上に性に関する行為を指導する内容を削除すること」についてを不採択とすることと決定いたします。

以上、カテゴリー④まで、それぞれの願意の審議を行いました
が、全て不採択と決定いたしました。

それでは、最終的な議案の採決に移ります。

議案第9号から議案第110号について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、議案第9号から議案第110号を不採択とすることと決定いたします。

議案第111号 令和7年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について（中等教育学校前期課程を除く）

鶴岡教育長 次に、議案第111号「令和7年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について（中等教育学校前期課程を除く）」、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 議案第111号及び議案第112号、教科用図書採択関連の2議案について、一括してご説明いたします。

今回ご審議いただく2議案は、令和7年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針及び令和7年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求めるものでございます。

まず、議案第 1 1 1 号「令和 7 年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」説明いたします。

採択の対象となる教科用図書ですが、令和 7 年度に使用する（１）の中学校用教科用図書と（２）の学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書であります。

中学校用教科用図書は、前回、令和 2 年度に採択が行われました。今回採択をお願いする中学校用教科用図書は、中学校用教科書目録（令和 7 年度使用）に登載されている教科用図書です。本年度採択される教科書は、令和 7 年度に使用されることとなります。

学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書で、これは毎年度採択していただいているものです。特別支援学校、特別支援学級におきましても、検定済教科用図書または文部科学省著作の教科用図書を使用することを原則としておりますが、児童生徒の実態に応じて一般図書の中から教科用図書を選ぶことができます。このことを定めているのが学校教育法附則第 9 条です。

次に、採択の期間ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 1 4 条の規定により、使用年度の前年度の 8 月 3 1 日までに行わなければならないと示されていますので、この期日となっております。

「3 採択方法」は、次の手順を経て行われます。

まず、千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定を行います。

次に、教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、7 月下旬にそれぞれ令和 7 年度使用教科用図書として教育委員会会議で採択をお願いすることになります。

なお、専門調査員には、教科用図書について識見を有する校長及び教頭並びに教員のうちから教育委員会が委嘱いたします。十分な調査研究を行うため、所要の人数を委嘱することとなっており、中学校教科用図書の調査研究は、国語、数学、理科、外国語の 4 教科及び特別の教科道徳については 5 人、その他の教科と分野及び特別支援教育関係図書の調査研究は 3 人で進めて参ります。

次に、「4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項」です

が、令和7年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会教育長通知及び選定資料と選定資料作成の基本的観点を基に、千葉市の子どもたち及び地域性への適合等を勘案し、採択を行うこととなります。

最後に、これらの採択に関わる資料につきましては、採択の透明性及び公正確保の観点から、県に準じて、採択が終了する日の翌日である9月1日以降に公開したいと考えております。

次に、議案第112号「令和7年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針について」、説明をいたします。

議案第111号の義務教育諸学校と異なる部分を中心にご説明いたします。

高等学校の教科用図書については、本市では、市立千葉及び市立稲毛高等学校、高等特別支援学校、市立養護学校高等部がこれに当たります。千葉市立高等学校管理規則第19条に、「教科用図書は文部科学大臣の検定を経たものまたは文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき、教育委員会が採択するものとする」と規定されております。

「3 採択方法」についてですが、校長は、今申し上げた千葉市立高等学校管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた教科用図書編修趣意書等を活用するとともに、研究会を開催するなどして、十分に教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにいたします。

これらの手続を経た選定に基づき、教育委員会が令和7年度使用教科用図書の採択を行います。

次に、「4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項」についてですが、令和7年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえ、地域・学校の実態、課程・学科の特色及び生徒の心身の発達段階・特性を勘案し、採択を行うこととなります。

なお、令和7年度使用千葉市立中等教育学校用教科用図書の採択方針につきましては、次回、6月の教育委員会会議においてご審議いただきます。

以上でございます。

鶴岡教育長 今、議案第111号と議案112号を一緒に説明されましたよね。

八斗教育指導課長 すみません、失礼しました。

鶴岡教育長 いえ、私は、議案第１１１号をお願いしますと言ったのですけれども。

では、せっかく説明していただいたので、議案第１１１号と議案第１１２号で分けてご質問等受けて、そして別々に採決したいと思います。それでよろしいでしょうか。

では、議案第１１１号について、審議に移ります。ご質問等ございましたらお願いいたします。

大山委員 ご説明ありがとうございました。

１つ教えてください。

国語等５人、その他の教科で３人ということでございますが、９月１日公開ということは、それまではどなたが選定に当たっているかは、皆様には分からない、ほかの先生たちにも分からない状態になっているのでしょうか。

八斗教育指導課長 はい、そのとおりでございます。

いろいろな外部の意見等を受けないためにも、静ひつな環境の中で、しっかりと調査をしてほしいということでございます。

鶴岡教育長 その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、まず、議案第１１１号「令和７年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について（中等教育学校前期課程を除く）」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

議案第１１２号 令和７年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

鶴岡教育長 続きまして、議案第１１２号について、質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ご質問がないようですので、議決に移ります。

議案第１１２号「令和７年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」を原案のとおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

お時間も随分経ちましたので、会議の途中ではございますが、ここで休憩を挟むことといたします。

なお、大濱委員におかれましては、所用のためここで退席とな

ります。

会議の再開を、3時35分、おおむね10分後にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、10分ほど休憩といたします。

<休憩>

議案第113号 令和7年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

鶴岡教育長 では、お時間になりましたので、会議を再開いたします。

これ以降の審議につきましては、藤川委員に再度ご参加いただきます。

なお、先ほど大濱委員が退席をいたしました但、引き続き過半数委員の出席を得ておりますので、会議は成立しておりますことを申し上げます。

では、議案第113号「令和7年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

松田教育改革推進課長 議案第113号「令和7年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、ご説明申し上げます。

こちらは、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものでございます。

令和7年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について、議案書5ページをご覧くださいと思いますが、こちらは第3回の定例会において、募集定員、選抜日程、検査内容、選抜方法等について議決をいただいたところでございます。このたび定める基本方針には、これらのほか、入学検査料、そして入学検査の検査場所を追加して記載してございます。

まず、入学検査料につきましては、2において記載のとおり、昨年と同様2,200円を納入することとします。

続きまして、入学検査の検査場所でございますが、こちらは3(1)エに記載のとおり、一次検査は稲毛高等学校の仮設校舎になります。これは、本年12月末まで稲毛高校・稲毛国際中等教育学校の校舎が大規模改修工事中であること、また、稲毛国際中等教育学校の前期課程で現在使用中でございます旧高洲第二中学校校舎が受検生の収容人数の関係で使用が難しいことによる

ものでございます。

来年1月の第二次検査については、この大規模改修工事が終わっておりますので、(2)エに記載のとおり、工事後の稲毛高等学校・稲毛国際中等教育学校の校舎となります。

このほか、入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「5 その他」に記載のとおり、令和7年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者募集要項に定めることといたします。

説明は以上となります。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

今回、工事が終わるタイミングと入試のタイミングが重なっているということで、先生方の業務負担について少し懸念を覚えております。

具体的には、そもそも一次試験、二次試験とあり、それぞれの試験の準備、試験の実施、採点で、かなりの点で先生方の業務負担がそもそもある中に、恐らく校舎の、工事が終了すると移転作業も入ってくるのではないかというふうに思います。

公立学校ですから、時間外手当の支給等もできないわけでありまして、これはどのように先生方の業務負担を無理なく乗り越えられるのか、現状で何かお考えなどがあればお示しいただきたいですし、あまり考えられていないということであれば、ぜひ先生方の業務に無理がないように、臨時の休日を増やす等の措置を含めてご検討いただきたいと思います。

以上です。

松田教育改革推進課長 ありがとうございます。

ご指摘のとおり、まさに今回は大規模改修工事の移転とも時期が重なっているところでございます。こちらの移転につきましては、業者に対して委託をして、移転作業等がスムーズに進むようにしてございます。

また、入学者選抜については、日程、検査場所も含めて、学校と相談しながらこのように進めさせていただいておりますけれども、引き続き学校において課題等がないかどうか、よく確認しながら進めて参りたいと思います。

鶴岡教育長 一気にやることなく、計画的にやれることはどんどん先にやっていくということが大事かもしれないですね。

松田教育改革推進課長 はい。

鶴岡教育長 よろしく申し上げます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご質問等ないようですので、それでは議決に移ります。

議案第 1 1 3 号「令和 7 年度千葉市立稲毛国際中等教育学校
第 1 学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」を原案ど
おり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

議案第 1 1 4 号 千葉市指定文化財の指定について

鶴岡教育長 次に、議案第 1 1 4 号「千葉市指定文化財の指定について」、
文化財課長、説明をお願いします。

君塚文化財課長 よろしく願いいたします。

誠に申し訳ございません、議案のご説明の前に、議案の修正を
お願いいたしたいと思います。

議案書の 1 0 ページをお願いいたします。

そこにございます議案説明でございしますが、「千葉市文化財保
護条例第 4 条第 1 項の規定により、新たに千葉市指定文化財とし
て指定しようとするものです。」とございしますが、それは誤りで
ございます。正しくは、「新たに千葉市指定文化財として指定す
ることについて、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 2 号の規
定により、議決を求めるものであります。」これが正しいもので
ございます。誠に申し訳ございませんが、修正をお願いいたしま
す。

では、議案第 1 1 4 号「千葉市指定文化財の指定について」、
ご説明させていただきます。

議案書は 9 ページとなりますが、参考資料を使ってご説明さ
せていただきます。

参考資料の 9 ページをお願いいたします。

案件は、有形民俗文化財「大舟の飾り幕」1 枚でございます。
中央区寒川町の寒川神社の所有でございまして、現在、郷土博物
館に寄託されております。

千葉市指定文化財の指定につきましては、千葉市文化財保護
条例第 6 条により、千葉市文化財保護審議会の意見を聞くことが
要件となっております。

このたび、「大舟の飾り幕」の文化財指定につきまして、令和

6年3月28日、千葉市文化財保護審議会に意見を求めたところ、同日、千葉市指定文化財として指定することが適当である旨の答申を受けたところでございます。

これを受けまして、千葉市教育委員会組織規則第8条第12号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

「大舟の飾り幕」でございますが、千葉市地域文化財「寒川神社の御浜下り」の由来となる「千葉妙見の祭礼」の中で用いられた舟形の山車「結城舟」、別名「寒川舟」とも呼ばれておりますが、これに飾りつけられたと伝えられている幕でございます。福島県の歓喜寺が所蔵する「下総国千葉郷妙見寺大縁起絵巻」には、幕が飾りつけられた結城舟が描かれております。

資料の10ページの右下にございますのが絵巻に描かれた結城舟でございます。舟の船べり、いわゆる側面に2色で表現されている部分があるかと思いますが、その上部が飾り幕に当たるものでございます。

飾り幕の表地は緋羅紗、裏地は木綿地、このような衿仕立てとなっております。幕の中央部で2枚を縫い合わせております。この中央部を舟の舳先に取り付け、船べりの左右に回して取り付けていたと考えられます。

資料10ページの写真の上段をご覧ください。

九曜紋に瑞雲と月星紋に瑞雲、2段目の写真が竹に虎、3段目の左側が岩に碎ける波、3段目の右側となりますが、幕端には寒川村氏子中、これは氏子一同という意味だと思われそうですが、この文字が見られます。これらは切付、いわゆるアップリケのようなものと刺繍で表現されておるものでございます。裏地には、嘉永3年、1850年の制作であること、飾り幕を新調するに至った経緯、それに携わった寒川村の村方三役の姓名や由来、由来は寒川村400戸の村民が1日に1銭を蓄えて作成したなど、こういったことが墨書きされております。その墨書きの一部を資料10ページの左下にお示ししております。

この飾り幕は、各図柄の表現に適した刺繍技法を採用するなど、高度な技術を駆使して制作されていること、制作年代、制作の経緯や費用捻出の方法が明らかであること、本来、祭礼時の使用により経年劣化しているはずの羅紗織物がほぼ完形で伝えられていることは大変希少でございます。

さらに、単に祭具というだけではなく、往時の千葉妙見の祭礼

や信仰の具体的な姿を伝えるものであり、また、地域の歴史とも深く結びつく大変貴重な文化財であると考えております。

議案第114号についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

大山委員 ご説明ありがとうございました。

お伺いしたいのですが、所有者は寒川神社ですけれども、所在地が郷土博物館内となっております。実際にこれは郷土博物館で普段は展示してあるものなのか、それとも保管でしまっているのか、どちらか教えてください。

君塚文化財課長 郷土博物館でお預かりはしておりますが、現在は、公開はしておりません。

大山委員 それでは、ぜひ、これはお願いなのですが、今、私たちは資料は白黒で見っていますが、カラーで見ましたら大変美しい絵柄でございました。これが指定に決まりましたら、ぜひ文化財指定になったときに、市民の皆様にもっと広めるためにも、企画展か何か計画していただければと思います。

今、千葉市の美術館のほうは、企画展、特別展にかなり多くの方が来場しております。ぜひ郷土博物館も、これからきれいになっていくためにも、そこの辺りを計画していただければありがたいと思います。お願いいたします。

君塚文化財課長 保管につきましてですけれども、先ほど説明させていただいた中で、祭礼時の使用により経年劣化しているはずが完形で伝えられているというふうにご説明いただきましたが、如何せん170年以上経過しているものでございまして、ある程度の劣化は免れないような状況となっております。

取扱いに非常に慎重を期するものでございますので、実物展示は、現在のところは予定をしておりますませんが、今年度、下半期から郷土博物館の展示のリニューアルを始めます。来年度、新たにリニューアル後にオープンした際には、写真等で紹介するなど、まずはそこから始めさせていただければと存じます。

大山委員 写真でだけでも大変いいものですし、寒川神社とか千葉神社のお祭りも大変有名ですので、ぜひお願いいたします。

鶴岡教育長 カラーでお願いします。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

大変貴重なもので、このたびの文化財の指定はうれしいなと

思って聞かせていただきました。

何点か後学のために教えていただきたいのですが、このような指定文化財の指定というのは、何か新たな発見があったとき等に指定しようという話になるのか、それとも、例えば何年かに一回、指定するものがあれば諮問するということなのか、文化財の指定のタイミングはどういうふうになっているのか。特に今回はどういうことでこのタイミングでの指定となったのかについて、ご教示いただけたら幸いです。

君塚文化財課長 かつては、かなり大規模な調査をかけまして、指定にふさわしい文化財について、持ち主にお諮りをした上で指定をして参ったことが経緯としてございます。

今回のこの幕につきましては、寒川神社の氏子さんから、ぜひ指定していただけないかというご相談があつて、それで今回の指定として議案に上げさせていただいた次第でございます。

藤 川 委 員 ありがとうございます。

高 津 委 員 今、170年経過していて、かなり古いということを伺いましたが、例えば指定文化財になると、これだけではなくて、例えば修理とか修繕とかするときに、指定されていれば補助金が出るのか、そういうことはあるのでしょうか。

君塚文化財課長 すみません、今手元に資料がないのですが、現在のところ千葉市では、その点については、補助等については、予算化はないところでございます。

ただ、お囃子等の民俗芸能につきましては、現在使っているその道具等については、修繕の補助金を出したりなどということはしております。指定文化財からは離れますけれども。

鶴岡教育長 後ほどの確認でいいですか。

君塚文化財課長 後ほど、改めて正確な情報をお伝えします。

鶴岡教育長 そのほか、いかがですか。よろしいでしょうか。

ほかにご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第114号「千葉市指定文化財の指定について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

報告事項(1) 令和6年5月1日現在の児童生徒数について

鶴岡教育長 それでは、報告事項に係る説明をお願いいたします。

報告事項(1)「令和6年5月1日現在の児童生徒数について」、
学事課長、説明をお願いします。

長谷川学事課長 報告事項(1)「令和6年5月1日現在の児童生徒数について」、
議案書11ページをお願いいたします。

千葉市立小中学校、中等教育学校前期課程及び夜間中学校を
含みます、この児童生徒数につきましては、文部科学省が行って
いる学校基本調査に合わせて、5月1日現在の児童生徒数を各小
中学校から報告を受けて集計しております。

令和6年度の調査で5月1日現在の児童生徒数は、小学校で
男子2万2,725人、女子2万1,478人の計4万4,203
人であり、中学校では、男子1万1,299人、女子1万755
人の計2万2,054人でした。

調査結果につきましては、集計後に千葉市ホームページにて
公開しており、今年度も5月末までに公表する予定です。

参考として、直近5年間の千葉市立小中学校児童生徒数の推
移と特別支援学級児童生徒数の推移を示してございます。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

報告事項(2) 加曽利貝塚発掘100周年記念事業について

鶴岡教育長 続きまして報告事項(2)「加曽利貝塚発掘100周年記念事
業について」、文化財課長、説明をお願いします。

君塚文化財課長 議案書の15ページをお願いします。

報告事項(2)「加曽利貝塚発掘100周年記念事業について」
ご説明をいたします。

若葉区桜木にございます加曽利貝塚は、縄文時代を代表する
遺跡として、遺跡の国宝に当たる特別史跡に指定されております。

その指定理由の一つとして、日本における考古学研究の歴史
上、重要な遺跡であることが挙げられますが、特に大正13年、
1924年に行われました加曽利貝塚E地点、B地点等の発掘調
査は、後の縄文土器研究の進展に大きく貢献した調査として知ら
れております。

考古学の世界では、土器は時期を決定する物差しとなってお
りまして、100年前の発掘成果を基に、加曽利E式、加曽利B
式の名前が土器につけられまして、現在でも遺跡の形成時期を判
別する上で重要な役割を担っております。

今年度は、この調査から100周年を迎えることを契機として、さらに加曽利貝塚の価値と魅力を多くの市民の皆様にご覧いただくため、「2 実施事業」にございますように、各種記念事業を実施して参ります。

また、100周年を盛り上げるため、3にあります100周年記念ロゴを作成いたしました。「100」の「1」の部分で、発掘にちなんでシャベルで表現いたしました。「00」を空から見た加曽利貝塚の貝層分布で表現いたしました。今年度を実施する加曽利貝塚関連事業の広報に活用してまいりたいと存じます。

報告事項（2）については、説明は以上でございます。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

では、私から。

記念式典で、子どもたちが関わった部分があったと思うのですが、ご紹介いただいていいですか。

君塚文化財課長 去る5月5日に記念式典を実施いたしまして、その際に、加曽利貝塚、かつては栗の木が多く生えておりまして、その栗の実はもちろん食用として食べたものなのですけれども、木材の部分については、竪穴住居を造るために使用していたというような研究成果が出ております。

今回、加曽利貝塚の公園の中には栗の実を使って発芽をさせて、苗木を育てることができました。その苗木を、地元の小学校の皆さんから市長と教育長に贈呈していただくというようなセレモニーを行いまして、今後はその栗の木の成長を見守りながら、成長した暁には、復元住居の素材として活用して参りたいなというふうに考えております。

以上でございます。

鶴岡教育長 そのほか、いかがですか。よろしいですか。

以上で公開審議案件に係る審議が終了いたしました。

委員の皆様、ここまででその他として何かご意見、ご質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

鶴岡教育長 次に、議案第115号及び議案第116号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いいたします。

（傍聴人退出）

議案第 1 1 5 号 工事請負契約について

議案第 1 1 6 号 工事請負契約について

鶴岡教育長 改めて審議を再開します。

議案第 1 1 5 号及び議案第 1 1 6 号につきましては、関連があるため一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行うことといたします。

議案第 1 1 5 号「工事請負契約について」、議案第 1 1 6 号「工事請負契約について」、学校施設課長、説明をお願いします。

堀学校施設課長 議案第 1 1 5 号及び議案第 1 1 6 号「工事請負契約」についてご説明いたします。

本議案は、いずれも幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築工事を行うための工事請負契約を締結するよう市長に申し出ることにつきまして、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 6 号の規定に基づき議決を求めるものでございます。

議案書は、（２）の 1 ページと 3 ページとなりますけれども、参考資料（２）によりましてご説明させていただきます。

参考資料（２）の 1 ページをお願いいたします。

初めに、議案第 1 1 5 号でございますが、宅地開発が進む幕張新都心若葉住宅地区におきまして、良好な教育環境を確保するため、小学校の新築工事を行うものでございます。

「1 工事名称」、「2 施工場所」、「3 工事概要」は記載のとおりでございます。

「4 契約方法」は一般競争入札、総合評価落札方式、契約金額は 2 9 億 3, 5 9 0 万円、工期は契約締結日の翌日から 6 0 0 日間でございます。

「7 請負者」ですけれども、新日本・秀建建設共同企業体で、代表構成員は新日本建設株式会社、構成員は株式会社秀建でございます。

なお、参考に、資料 3 ページから 5 ページまで位置図、配置図、イメージ図を添付してございます。

続きまして、資料の 7 ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、新築する小学校の電気設備工事を行うものでございます。

「1 工事名称」、「2 施工場所」、「3 工事概要」は記載のとおりでございます。

「4 契約方法」は制限付一般競争入札、総合評価落札方式、

契約金額は３億８，２８０万円、工期は契約締結日の翌日から６００日間でございます。

「７ 請負者」ですが、高率・東陽建設共同企業体で、代表構成員は高率電設株式会社、構成員は東陽電気工事株式会社でございます。

説明は以上でございます。

鶴岡教育長 では、審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

高津委員 両方請負者が千葉市の会社ですが、これは千葉市の企業に限って入札をしたのかどうかお聞かせください。

堀学校施設課長 ２件あるうちの最初の建設工事、議案第１１５号につきましては、金額的にいわゆるＷＴＯ、政府調達契約に基づくもので、ある意味、全世界に募集をするというものでございます。

２件目の電気設備につきましては、制限付きということで、市内の会社という地域要件を付けております。

以上でございます。

高津委員 ありがとうございます。

鶴岡教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご質問もないようですので、議決に移ります。

では、まず、議案第１１５号「工事請負契約について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

続いて、議案第１１６号「工事請負契約について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

８ その他

第６回定例会は、６月２６日 水曜日 午後２時からとした。

９ 閉会

鶴岡教育長より閉会を宣言